

平成14年 2月18日

金融庁長官

森 昭治 殿

宇都宮信用金庫

金融整理管財人 渡辺 洋 

金融整理管財人 高橋 信正 

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）の提出について

預金保険法第80条に基づき、別紙のとおり「報告書（補遺）」を提出  
致します。

## I はじめに

宇都宮信用金庫は、平成 13 年 10 月 19 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「当金庫の財産をもって、債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第 74 条 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

預金保険法第 80 条では、金融整理管財人は就任後遅滞なく、宇都宮信用金庫がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融庁長官に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、平成 14 年 1 月 20 日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第 83 条に基づき行なった宇都宮信用金庫の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追求に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 第 1 はじめに

金融整理管財人は、宇都宮信用金庫の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第 83 条）、就任後、金融整理管財人 2 名と補佐人 1 名等で構成する経営責任解明委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係機関との協議、情報交換を通じて法的責任追及の慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日迄の状況について報告します。

## 第2 刑事責任追及について

業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について、会計帳簿を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってきましたが、今までそうした事案を発見するに至っておりません。

## 第3 民事責任追及について

### 1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

調査の対象を、当信用金庫の破綻の要因となった実質破綻先および破綻先の債務残高（但し、仮払金を除く）18,961百万円の88.3%を占める残高100百万円以上の大口融資先31先とし、調査した不良債権額の総額は16,756百万円（平成13年3月31日現在）です。

調査方法は、平成3年以降の貸出金額を基準に抽出した大口不良債権を中心として、理事会議事録、融資関係の稟議書や付属書類等により融資審査の実態を1件づつ精査し、融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に調査を行い損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなどあらゆる見地から、総合的に行い判断しました。また、役員または関連会社及び親族企業への融資についても網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうか調査・検討しました。

### 2 調査結果

(1) 大口融資案件については、従来、常勤の理事の判断、決裁に委ねられていましたが、融資審査の強化を図ることを目的とし、平成6月7月から融資審査会を設置、理事長が必要と認める貸出及び3億円以上

の案件については、その都度審査会を開き、この会の審議を経て理事長が決定することとなっていましたが、実態面をみると1件当たり3億円以上の融資が対象となっているため、審議された融資案件は少なく、審査会の機能が十分に発揮されていたとはいえない状況にありました。また、大口与信先の定期的な業況把握が必要な状況にあるのにも係わらず、本部審査は依然として営業店寄りで、営業店指導も不十分なものとなっていたのが実態でした。

(2) 関連会社及び役員に対する融資案件についても理事会の承諾がなされているものの、理事会議事録の記載も不備で、議事の内容が不明な会議が多く見受けられます。中には関連会社を通して海外の不動産取得資金の融資案件において、事後処理が不透明なものとなっているもの、また自金庫事業用不動産買取り資金の融資案件で、その内部処理につき疑義があると思われるものがあります。

(3) これらの大口融資に際しては、総じて債務者からの申出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の調査等、事前に確認すべき事項の調査を怠っている案件が多くあり保全面においても貸出当時、担保評価基準が曖昧なため、評価が甘く多額の保全不足が発生しているものも多く見受けられます。

また、これらの融資先の中には短期間で多額の融資を行い、殆んど回収できないまま不良債権化した案件や、特定債務者との癒着による情実的な過剰融資と思われる案件、大口信用供与限度を超過する融資先も見受けられております。因みにバブル期の融資審査とはいえ、相互牽制機能の形骸化をもたらしたことは、旧経営陣が受任者として善管注意義務を怠ったからに他ならない。

(4) さらに回収手続についても、これらの案件の中には債務者の申出どおり安易に条件変更に応じている他、法的手続をとっていないため

破綻時に貸出金について消滅時効が完成している案件も多数あります。

(5) その他の余資運用についての運用実態をみると、平成 8 年から 9 年にかけて、貸出金償却額が増加しているなか、期間利益確保のため多額な益出しや、外国証券運用等を行っている。この期間の債券運用は当信用金庫の運用規程・細則を随所で無視し、格付けの低いアルゼンチン、トルコ、メキシコ、ブラジル等格付け B 以下の外国債券を規程の倍の保有し、また為替リスク対応がないまま短期での為替益を狙った DC 債を多額に購入するなど、極めてハイリスク・ハイリターンの投機的運用となっていており、損の先送りの認識を持ちながら余資運用を行っていたのが実態です。この規程・細則を無視した運用の結果多額の損失を発生させた元役員の経営責任は大きく、今後も詳細の調査が必要なため、現時点では責任追及に踏み切るまでには至っておりません。

### 3 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣の任務懈怠により信用金庫法第 35 条各号に基づく理事の責任、同第 21 条（金庫持分の禁止）、同第 39 条（商法等の準用）、出資法第 3 条（浮き貸しの禁止）、民法第 644 条（受任者の善管注意義務）、民法第 715 条（使用者の責任）等に基づく一般的な違反の事実関係の有無について調査を行ってきたところですが、民事提訴を行うためには、今後、更に融資金の流れ及び有価証券運用等の詳細について調査を行う必要があると考えます。

#### 調査結果の中で問題があるとした融資案件

##### ① 関連会社に対する事業用不動産買取り資金の融資案件

業務純益で償却財源が貰いきれず、決算対策のため関連子会社に事業用不動産 2 店舗を売却し売却益を捻出し、平成 8 年度及び 9 年

度の決算処理を行っている。

事業用不動産の譲渡後においても、当該不動産を継続的に関与し引き続き事業に供しているので、リスクと経済価値が他の者に移転していないと判断できるため、決算関係書類の作成及び監査に疑義があると認められますが、残念ながら現時点では責任追及に踏み切るまでには至っておりません。

② 元役員がその地位を利用したと思われる不明瞭な融資案件。

関連会社等が共同出資し、米国ハワイ州に設立した現地法人が、現地のコンドミニアム購入するため関連会社に対して転貸資金400百万円を融資した案件。平成13年1月この現地法人を解散清算するに当たり、関連会社が当信用金庫に負担している現地法人への転貸借入残債務を、出資者である当金庫元役員が自金庫から80百万の融資を受け肩代りし、現地法人が所有する残余財産を私的に所有にしたと思われる融資案件です。

元役員がその地位を利用したと思われる融資案件ですが、詳細については更に調査が必要なため、現時点では責任追及に踏み切るまでには至っておりません。

③ 特定債務者との癒着による情実的な過剰融資案件

ある特定の債務者に対する融資に関して共通して言えることは、当信用金庫の複数の元役員が、債務者と癒着し頻繁に過剰接待を受け恣意的に融資審査を歪め、債務会社の経営実態、事業計画、返済原資の検討が不十分なまま、短期間に多額の融資を行い殆んど弁済履行されず、不良債権化している特異的な融資案件です。またこれらの貸出金に対する管理回収方針も曖昧なまま放置していたことにより、担保価格の下落もあり回収不能額が拡大し、当信用金庫に甚大な損害を与える結果となっている。

現時点では事実関係の確証が掴む更なる調査が必要であり、責任追及に踏み切るまでに至っておりません。

- ④ 短期間で多額の融資を行い、殆んど回収できないまま不良債権した融資案件。

債務者の実態、資金使途の確認、返済原資の検討が十分に行われていなく、保証人から提供された不動産に過大な担保評価を行い担保設定し、約1年間に21件約270百万円の貸出実行を行い、殆んど回収できないまま不良債権化している。この債務者とは貸出金に絡むトラブルと当信用金庫職員による不祥事件が発生し、訴訟係争中となっており、具体的な責任追及を行うには至っておりません。

#### 第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する損害賠償責任、受任者の善管注意義務を問い合わせる案件は発見されたものの、提訴までには更に調査を行う必要があり、現時点において責任追及に踏み切るまでに至っていません。今後、株式会社整理回収機構による調査等によって新たに事実が判明する可能性があることから、整理回収機構において責任追及が行えるよう、従前の調査資料を同社に引継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以上